

7 郡介第 1 8 7 2 号
令和 7 (2025) 年 8 月 2 8 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

郡山市介護保険課長
(公 印 省 略)

居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について（通知）

このことについて、居宅介護支援事業所は、判定期間内に作成された居宅サービス計画において提供された居宅サービス等の提供総数のうち、同一法人によって提供されたものの占める割合が一定割合を超えている場合は、介護保険法第 46 条第 2 項の規定に基づく指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）により、所定単位数から 200 単位を減算することとなっております。

つきましては、令和 7 年度前期の特定事業所集中減算の取扱い等を下記のとおり通知いたしますので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 判定方法等を含めた特定事業所集中減算についての説明
(別紙 1)「特定事業所集中減算の取扱いについて」による
- 2 令和 7 年度前期の判定期間と減算適用期間

	開始	終了
(判定期間)	令和 7 年 3 月 1 日	令和 7 年 8 月 31 日
(減算適用期間)	令和 7 年 10 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日

- 3 提出書類
 - (1) 各サービスの紹介率最高法人の割合が 80%を超えない場合
書類の提出は不要です。判定に使用した書類は、事業所において 2 年間保存してください。
※減算を受けていた事業所が、今回の判定により減算が解消される場合は、別途介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書の提出が必要です。(別紙 1) の 6 (2) 参照)
 - (2) 各サービスの紹介率最高法人の割合が 80%を超えた場合
正当な理由の有無にかかわらず書類の提出が必要です。(別紙 1) の 6 を参照し、提出してください。
※提出いただいた書類を基に郡山市で正当な理由の有無を審査し、その結果については後日通知します。
- 4 提出期限 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 必着
- 5 提出方法 持参、郵送又はメール

- 6 提 出 先 郡山市保健福祉部介護保険課管理係
- 7 本通知に係る郡山市ウェブサイトへの掲載について
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2196.html>
トップページの「さがす」から『居宅介護支援事業費に係る特定事業所集中減算について』と検索

【事務担当】

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市役所保健福祉部介護保険課管理係 板橋
TEL : 024-924-3021 FAX : 024-934-8971
E-mail : kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp